

## 第12回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年2月19日（金） 8時15分～9時00分

場所：参議院会館第二・三会議室

議題：

- （1）大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案について
- （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について
- （3）その他

<大谷政務官の司会により進行>

<田島副大臣挨拶>

<鷺坂水大気局長から資料に沿って（1）を説明>

<谷津廃棄物リサイクル対策部長から資料に沿って（2）を説明>

～以下、主な意見及び回答～

- 大気汚染防止法に基づく改善命令の発動要件を「継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合」として、また、測定結果の未記録、虚偽の記録に対しては罰則を設けるとのことだが、虚偽の記録をしているような事業者は排出基準に適合していないおそれがある場合となるのか。この2つは連動するものなのか。

### 【鷺坂水・大気環境局長からの回答】

改善命令は、不適正事案が起こった場合にまず行政指導を行って、その次にというのが一般的である。「おそれ」については、主には脱硫装置などの公害防止設備が壊れている場合など、基準を超過したばい煙が継続して排出されるおそれがある事態などを想定している。データの未記録・虚偽の記録というのも一つの有効な手がかりになりうると思う。

- 不適正事案の代表例として挙げられているA～E社は名前を聞いたところ、誰もが知っているような有名企業である。罰則を強化するだけで、こういった事案の解決になるのか。排出基準を遵守するためには相当の設備投資も必要だと思われる。測定記録を自社で行う場合に、第三者が客観的にチェックできるようなシステムが必要ではないか。

### 【田島環境副大臣からの回答】

事業者のデータの測定・記録に対する第三者的なチェックが必要という意味から、我々としても地方自治体による立入検査などが有効だと考えている。自治体が効率的にこうした業務を行えるように省令で生データの保存を義務付けるよう考えているところ。まだまだいたちごっこの部分もあるが、企業のコンプライアンス意識の高まりもあり、罰則の強化により抑止効果を高めていけると思う。

- 中国の急速な経済成長に伴う環境汚染が問題になっている。日本の優れた環境技術を中国に移転していくなど、まさに「環境ビジネス」、「環境外交」ということが必要ではないか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

日本の環境技術を中国にという点については、環境省としても水・大気分野に限らず、そういった貢献を進めていくことが重要だと考えている。黄砂などの大気汚染の被害を受けている地域もあるので、日中韓3カ国での技術協力が重要。そのなかで、まだモデルケースではあるが、着実に実施してきているものもある。たとえば、中国の農村地域に、日本が使用していた下水処理技術を移転する事業を既にスタートさせている。この事業は、日本から資金を提供するだけでなく、中国の自治体等の技術者の育成も行っており、中国内で他地域にも広がりを見せている。今後とも他省庁とも連携しながら、今回の国内の不適正事案への対応とも相まった形で進めていきたい。

- 廃棄物処理施設の設置許可等とその手続きについてだが、現在設置する際に住民参加の機会がない。行政手続が有る場合も狭義の環境基準(排出基準、水質基準等)については許可要件になっているのだろうが、地域・コミュニティに対する影響等については許可に際してそれらの点が考慮されていないのではないか。環境影響評価法なりの話になるのかもしれないが、早い段階から住民参加の機会を設ける必要があるのではないか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

廃棄物処理施設の設置が、説明が適切でなかったり、タイミングがあわなかったりとかしてうまくすすんでいないという話はよく聞く。今回の法律の趣旨は維持管理対策を強化するもの。今後、環境影響評価法の改正があるが、アセスメントの段階では環境省がしっかりと確認を行っていく。住民の方が不安を有しているのは理解。

**【谷津廃棄物リサイクル対策部長からの回答】**

平成9年の廃棄物処理法改正時に「生活環境影響調査」に関する規定を盛り込んだ。これは廃棄物処理施設を設置の許可を申請するに際して、具体的に周囲の環境にどの程度影響を与えるかを調査するものである。お手元の概要資料にある「産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数」のグラフを見ていただきたい。平成11年より、大幅に新規設置許可件数が減っているが、これは「生活環境影響調査」の導入による、慎重な建設によるものであると考えている。今後も都道府県なりと連携をしながら取り組んでまいりたい。

- 法律改正は10年に一回とか5年に一回とか、あるいは必要に応じて行われると思うが、概要資料にある今回のI番(廃棄物の適正な処理を巡る課題)、II番(廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題)については、それぞれ何年おきで改正しようと考えてやっているのか。

**【谷津廃棄物リサイクル対策部長からの回答】**

平成9年の廃棄物処理法改正時に、10年後に見直す附則を設けさせていただいた。今回の改正はそれを踏まえた措置である。今回の法改正においても5年後程度をメドに見直す規定を設けさせていただく予定だ。

- 省令において細かい規定をすることとなるが、我々の気づかない間に省令が整っていく。期間をいつごろまでやるのか、施行はいつか、何を定めるのかという点について政務三役がしっかりと監視をしてほしい。

**【田島環境副大臣からの回答】**

透明性の確保については、我々も過去から指摘してきている。作成の段階から細部にわたってチェックしていきたい。

- 概要資料にある③（「優良な廃棄物処理業者の育成」）についてだが、この中にはセメント業界も含まれているのか。セメント業界は大変厳しい経営状況に置かれているが、積極的に廃棄物の減量化や燃料化に取り組んでおり、リサイクルが廻らなくなるおそれがある。育成にも取り組んでほしい。また、国外廃棄物の輸入についてだが、これは本当にコスト面からみてペイするのか。また日本だけでやるのではなく、国際ルール化されることが望ましいのではないか。

**【谷津廃棄物リサイクル対策部長からの回答】**

セメント業も廃棄物処理業の一環ということで必要な手続きを踏んで頂いている。セメントの生産量が3割落ちており、我々も危機感を持っている。またブラウン管テレビに含まれるガラスのリサイクルについても関係する業界とよく連携をとってまいりたい。輸入の話についてだが、これは相手国がある話。また、廃棄物の輸出入についてはOECDでも議論を行っているし、有害廃棄物の越境移動についてもバーゼル法において規制されている。廃棄物の国際的取組が、これらを含めて国際的に対応してまいりたい。

- 地球温暖化対策基本法についてだが、先週配られたものと今週配られたものを比較したところ、基本的施策の箇所にあったキャップ&トレードや平成23年度からの温暖化対策税の実施と検討、全量買取方式の価格買取制度、再生可能エネルギーの消費量目標値などについて、ごっそりと抜け落ちている。基本法においては具体的なことを書き込まない、ということなのかもしれないが、温対基本法で地球温暖化問題、25パーセント削減について、鳩山総理が重大な決意を持っていることについて国民に提示するものであると思うので、具体的手法については是非盛り込んでいただきたい。

**【大谷環境大臣政務官】**

これで終了とする。2つの法案について、閣議に向けた手続きを進めていきたい。

(以上)